

目黒区施設白書に対する区民意見募集の実施結果について

1 受付期間 平成25年4月10日（水）から平成25年5月9日（木）

2 周知方法

ア めぐる区報（3月25日号）、目黒区ホームページ

イ 「目黒区施設白書」閲覧場所

目黒区総合庁舎1階区政情報コーナー・4階施設改革課、地区サービス事務所（東部地区を除く）、
行政サービス窓口、住区センター、図書館

3 提出数

	個人	団体	議会	計
提出者数	3	5	1	9
意見数	4	26	7	37

4 内容と区の方考え方

区分	区の方考え方	内 容（項目番号）					計
		1	2	3	4	5	
		施設白書の 記載内容・方法等 について	見直し方針、 見直しに向けた 取組について	区民意見の聴取 について	検討組織・ 体制について	その他	
A	意見の趣旨は施設白書に取り上げており、趣旨に沿って施設見直し検討に取り組む。	1	0	0	0	0	1
B	意見の趣旨は施設白書に取り上げていないが、今後の具体的な施設見直し検討の中で、趣旨を踏まえて必要に応じて努力する。	1	1	0	0	0	2
C	意見の趣旨は、施設白書には取り上げていないが、施設見直し検討の中で、すでに区として必要に応じて取り組んでいる。	0	0	1	2	2	5
D	意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とする。	1	3	0	0	4	8
E	意見の趣旨に沿うことは困難である。	10	5	2	0	4	21
F	その他	0	0	0	0	0	0
	計	13	9	3	2	10	37

5 意見一覧

整理番号	提出者	種別	内 容		区の方 考 え 方	
			項目番号		区分	
1	団体	メール	1	<p>図書館のストック情報の設置目的について、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」となっていますが、これを「図書、記録、情報その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、すみやかに一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション、情報獲得等に資することを目的とする施設」と改めるべきです。</p> <p>現在の記述は図書館法に準じた記述ですが、昨年12月の図書館法に基づく文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を考慮し、特にこの望ましい基準において強調されている情報拠点としての図書館の役割について記載する必要があるからです。</p>	E	<p>施設白書に記載した図書館の設置目的は、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定めた法律である「図書館法」に基づく記載です。</p> <p>一方、ご意見の、文科省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」は、図書館の健全な発達を図るために定められたものですが、内容は多岐にわたっており、その一部だけを、上位規定である図書館法が定める定義と同列にみなすことは、法令の取扱い上できません。</p>
2	団体	メール	1	<p>図書館のストック情報の施設一覧において、面積が全て共用部分等を含む延床面積で記載されていますが、図書館として機能する用途面積も、別欄または内書きで記載すべきです。</p> <p>延床面積だけの記載はコスト分析には多少の有用性はありますが、ストックとしての評価には十分ではなく、また各所管が公表している文書とも整合しないからです。</p>	E	<p>施設白書に記載している全ての区有施設の面積は、毎年度、「目黒区各会計歳入歳出決算書」に記載し議会報告をしています。区の財産台帳による面積を記載しており、面積データは、全ての区有施設に共通して公表している唯一のデータであることから、施設白書へも記載しています。</p> <p>なお、ご意見のような、施設用途ごとの追加記載をしていないことについては、施設白書の作成段階で、各項目の記載は、全ての施設に共通して記載できるデータを原則としたこと、また、白書のページ数には限界があり、個々の施設のデータ全てを網羅できるものではないこと等の理由によります。</p>
3	団体	メール	1	<p>図書館のストック情報の資料数について、平成22年度における各図書館別の数値を記載していますが、当区においては全ての資料を全館共有の資料として管理しているので、一定の固定的な状態としてどここの図書館にはどのような資料が何冊あるという事実はあり得ません。コスト分析にも役立たない。区立図書館8館全体での資料数に差し替え、注記を施すべきです。</p>	E	<p>施設白書は、原則として各施設ごとの客観的なデータを記載し、作成しています。ご意見のとおり、図書館の資料は全館共有で管理していますが、毎年度の事業報告書「目黒区の教育」に、各館ごとの資料数を年度末に集計して公表していますので、施設白書へは、原則として各施設ごとのデータを記載しています。</p>

整理番号	提出者	種別	内 容		区の考え方	
			項目番号		区分	
4	団体	メール	1	図書館のストック情報について、従来公表されていなかった来館者数が記載公表されたことは評価できます。	A	施設白書の作成過程においては、区有施設見直し有識者会議の委員からのご意見を踏まえ、また、他の先進自治体の白書の例を参考にしながら、全ての施設について、記載が可能なデータの詳細な把握に努めたところです。
5	団体	メール	1	<p>図書館のストック情報の運営状況について、窓口業務だけを記述し、「施設一覧」のところで列挙した多様な図書館の業務内容に沿った形で運営状況が記述されていません。したがって、八雲中央図書館と他の図書館との運営状況の違いも判らず、施設別運営人員における八雲中央図書館と他の図書館との大きな開きの意味も分からなくなっています。</p> <p>このことは結局、コスト分析における八雲中央図書館と他の図書館との見かけ上の大きなコストの開き（たとえば図書館資料1点当たりの貸出コスト）も説明不能としています。</p> <p>ここで運営人員について、常勤職員数だけでなく再任用職員数と非常勤職員数についても記載していますが、そこまで数字を出すのであれば、業務委託によって図書館サービスに従事する人員数も記載し、かつコスト分析においては実質的には人件費であるにもかかわらず、事業費に算入されていることを注記すべきです。また、この人員については平成22年の数字ですが、その後アクションプログラムによって大幅に変わっています。意味がありません。最新のデータを使うべきです。</p> <p>結局、この「運営状況」の部分は全面的に書き直すしかありません。</p>	E	<p>施設白書には、各施設が行っている全ての業務内容に及ぶトータルコストについて、区の決算数値を記載しています。経費については、区の予算上の人件費、委託費など、可能な限りの分類をして記載しています。また、平成22年度のコスト情報である経費の決算額に対応するストック情報として、平成22年度の利用状況、運営状況を記載しています。</p> <p>なお、白書に記載している平成22年度から、施設が移転したり、運営状況の変更があった場合については、基本的には注釈を付けて変更後の内容を記載しています。</p>
6	団体	メール	1	図書館のコスト情報の表やグラフを見ると、そこに図書館資料費という項目がないことに異様な感じを受けます。実際にはその他の経費の中に入っているのだと考えますが、これは注記によって誤解のないようにすべきです。	E	施設白書に記載している各施設の経費については、区の予算上の人件費、委託費など、可能な限りの分類をしています。

整理番号	提出者	種別	内 容		区の方考え方	
			項目番号		区分	
7	団体	メール	1	図書館のコスト情報について、八雲中央図書館と中目黒駅前図書館がそれぞれめぐろ区民キャンパスと中目黒GTホール等の管理を行っていることを明記すべきです。	B	施設管理業務については、複合施設を管理する個々の用途別施設全てが担っている業務であり、施設白書の中で、特定の施設のみについて記載することはありません。 ただし、今後の区民周知においては、より分かりやすい説明に努めます。
8	団体	メール	1	図書館のコスト情報について、貸出1件当たりにかかるコスト、同じく1人当たりにかかるコストは、8館一体運用のことからして、各図書館別に出しても無意味であり、大きな誤解を与えるので削除し、全館における1件当たりまたは1人当たりコストのみにすべきです。 このことは単なる注記では済まないと考えます。	E	区有施設全てについて、各施設の建物やフロアは分かれており、また、例えば各施設ごとの運営時間・休館日等や運営人員も異なります。更には、同じ用途の施設グループの中で、個々の施設が担う業務内容の範囲が異なっている場合もあります。 そのため、施設白書については、有識者の意見や、他の自治体の事例も参考にした上で、経費決算値や利用実績、運営状況について、原則として各施設ごとに算出して記載するという考え方で作成したところです。
9	団体	メール	1	区有施設全体のストック情報について、少なくとも小中学校は法的根拠からして、他の区有施設とは性格が非常に違うので、これを含めて170余の施設を抱えるというのは正しくない。	E	施設見直しの取組に向けては、区有施設全ての現状と課題を把握する必要があるため、施設白書には、全ての施設について各施設の設置根拠や設置目的が異なることも含めて記載したところです。 なお、ご意見の学校施設については、現在、すでに、地区サービス事務所や区民プールなど他の施設と複合化して設置されている事例もあるので、そうした施設も含めて、全ての施設を白書に記載しています。
10	団体	メール	1	区有施設全体のストック情報について、道路をはじめ、鉄道、市街地再開発事業、その他のインフラストラクチャーも後年度負担が予想されるということでは同じストックなのだから、これを考察の対象とすべきです。	D	施設白書においては、区有施設を記載対象として作成しました。ただし、例えば、これまでの投資的経費については、道路や橋りょうなどの経費実績も記載しています。 ご意見については、今後、区有施設見直し方針の策定に向けて、有識者会議の意見も踏まえ検討します。

整理番号	提出者	種別	内 容		区の考え方	
			項目番号		区分	
11	団体	メール	1	<p>区有施設全体のコスト情報について、近年公会計の改革ということがよく言われますが、またそのための手法もいろいろありますが、目下区有施設見直し検討と称している作業は公会計改革とは異なるのだから、少なくとも「施設白書」は公会計改革とは関係ないのだから、恣意的にこれを持ち込むべきではありません。白書はあくまでも白書として、事実を記載していくべきです。</p>	E	<p>例えば、各施設の減価償却費については、区として財務諸表を作成する段階でデータとして持っていること、また、施設見直しにおいて、今後の計画的な施設整備につながっていくデータであること等により、区議会や有識者会議からのご意見や、他の先進自治体の事例を踏まえた上で、コストとして仮定して記載するという考え方としました。</p>
12	団体	メール	1	<p>区有施設全体のコスト情報について、この白書の中に減価償却相当額というものを持ち込んでいるのは全く正しくありません。減価償却とはあくまでも税法との関係で計上されるものであって、企業会計においても必然的なものではありません。</p> <p>目下目黒区が企業会計を採用しているわけでもなし、公営企業ではない区有施設に課税されるわけでもありません。</p> <p>まして、建設時に決算処理されている施設に減価償却を計上するのはいたずらにトータルコストを見かけ上大きく見せるだけです。</p>	E	<p>各施設の減価償却費については、区として財務諸表を作成する段階でデータとして持っていること、また、施設見直しにおいて、今後の計画的な施設整備につながっていくデータであること等により、区議会や有識者会議からのご意見や、他の先進自治体の事例を踏まえた上で、コストとして仮定して記載するという考え方としました。</p>
13	団体	メール	1	<p>白書第5章「区有施設見直しの進め方」は「白書」には不要なものであり、客観性を損なうものなので、削除すること。</p>	E	<p>施設白書は、今後進めていく区有施設見直し検討の基礎資料として作成したものです。そのため、第5章に記載した区有施設の課題の取りまとめや、施設白書をもとにした今後の見直しの進め方については、記載する必要があると考えています。</p>

整理 番号	提出者	種別	内 容		区の考え方	
			項目 番号		区分	
14	団体	メール	2	<p>児童館、学童保育クラブの運営コスト比較については、その施設が単独施設、または複合施設であるか等の規模や、老朽化等の状況の違いにより施設維持のコストには差が出ています。</p> <p>民営の運営委託費の内訳が分からないので、内容の比較は難しいですが、トータル的なコストでは、公設公営の併設児童館と学童保育の平均コストと、公設民営の中央町児童館(学童保育を含む)のコストの差はあまりありません。</p> <p>現在では職員削減により、調査当時より公設施設は平均単価がもっと安くなっていると思われます。民営の学童保育クラブでは、定員や入所者数が少ないのでトータルコストは安く見えますが、公営施設では定員が多く、またオーバーにより多くの児童を受け入れている現状を考えると、児童一人当たりのコスト比較としては、公営も民営も差はありません。</p> <p>学童保育については社会的にも需要が高く、利用者も増加しており、保育園でも待機の問題を抱えており、今後も需要は高い施設です。</p> <p>児童福祉には、職員の専門性が求められます。資格要件だけでなく、職務の経験がその専門性を培い、それらが利用者へと還っていきます。民営施設では、職員が流動的であるという課題がよく報告されています。</p> <p>また、公営の児童福祉の職員としては、単なる施設運営のみならず、行政として目黒区全体の児童館・学童保育運営について検討や計画を担っているところもあります。</p> <p>以上のことから、コスト面では、民営委託するメリットとしては、高くないことが分かります。</p>	E	<p>公設民営と公設公営のコストには差があると認識しています。</p> <p>中央町児童館は、区内児童館の中で唯一夜8時まで開館するなど柔軟な運営を行っています。そのための体制確保等を考慮した経費は、かなり抑えられていると認識しており、運営状況を考慮した場合、公営と民営の経費較差は数字以上にあると考えています。</p> <p>また、公営における職員削減による経費減に対しては、同時に民営委託料も減となっており、経費の差の圧縮はそれほど大きくない状況です。</p> <p>学童保育クラブの需要は今後も高いと認識しており、委託にあたっての事業者選定では、これまでの実績、専門性を考慮した資格要件はもちろん、職員配置基準、姿勢など目黒区における学童保育事業者としての適格性を厳しく審査していきます。</p> <p>現在、民間委託している学童保育クラブは6か所あります。職員には一定の人事異動はありますが、地域等との関わりを含め、これまで問題のない水準での運営を行っています。また、現在は、区立児童館・学童保育クラブの委託化に関する計画素案に対する区民意見を募集中です。</p> <p>なお、行革計画に区有施設見直しの方向性として示しているとおり、今後、全ての施設の今後のあり方を明確化するために、民間活力の活用による運営の効率化などについて、具体的に検討を進めていく予定です。</p>

整理番号	提出者	種別	内 容		区の方 考 え 方	
			項目番号		区分	
15	団体	メール	2	<p>上目黒保育園の老朽化対応と民営化による移転に伴い、併設施設である烏森学童保育クラブの移転先も課題となっています。近隣の他施設利用や用地取得が難しく、烏森幼稚園跡施設利用や烏森小学校の空き教室利用が、利用する児童にとって最善であると考えます。</p>	E	<p>学童保育クラブは、事業の性格上、小学校域ごとに設置されているため、烏森学童保育クラブについても、烏森小学校区域内に設置されており、区域外への設置は、制度上困難です。</p> <p>そのため、既存施設の建替えによる仮移転先については、烏森小学校区域内にある公有施設の中で、また、移転後の恒常的な運営場所については、該当施設の設置場所及び烏森小学校区域内にある公有施設の中で検討していくこととなります。</p>
16	団体	書面	2	<p>区有施設見直しは「区政の将来展望を切り拓くプロジェクト」として位置づけられています。また、これまで区有施設整備方針のベースであった生活圏域整備計画については「計画策定から38年が経過し、人口構成や社会経済状況の変化とともに、区民の活動領域や手法、施設需要も変化してきています」（「白書」14ページ）としています。</p> <p>こうしたことから、区有施設の見直し検討では、生活圏域整備計画の到達点（施設整備と事業の達成状況など）に対する評価を明らかにし、今後のコミュニティエリアと施設の役割、いわゆる目黒方式といわれている「住区ミニマム論」に対する今後の考え方を先に示すべきです。</p>	B	<p>現行の行革計画において、区有施設の見直しを進めるにあたっての留意すべき事項の一つとして、「生活圏域整備計画見直しの必要性の検証」を掲げているところです。そのため、今後、見直し検討を進めながら、適時適切な時期に検証を行っていきます。</p>
17	団体	書面	2	<p>施設の複合化、合築及び運営の効率化については、これまで「用地活用及び施設整備に関する基本方針（平成22年3月5日決定）」により運用されてきたが、複合施設の管理運営面での問題点の把握や検証はされていません。今回の見直しを捉え、複合施設の基本的なあり方や管理運営のあり方について抜本的な検討が必要です。</p> <p>また、小中学校への合築問題では、財産管理の法令上、教育財産（学校）の管理は教育委員会の権限としてあり、学校施設の一部に区長部局の機能を導入する際の管理についての権限や運営体制についてどのように考えていくのか明らかにすべきです。</p>	D	<p>現行の行革計画においては、今年度に策定を予定している区有施設見直し方針に向けた区有施設の見直しの方向性の一つとして「類似施設の機能の統合、施設の複合化はできないか」と記載しています。</p> <p>そのため、今後の複合施設等のあり方についても、全ての施設を検討対象として、法令上の課題整理等も含めて具体的な検討を進めます。</p>

整理 番号	提出者	種別	内 容		区の考え方	
			項目 番号		区分	
18	団体	FAX	2	目黒区が大切にしてきた地域コミュニティの場として多くの区民に利用されている住区センターや社会教育館は、統廃合しないでほしい。子育ての場として、また多くの区民の生きがいや健康増進の場として維持してください。	D	施設見直しにおいては、全ての施設を対象として、今後のあり方を検討していきます。具体的な検討はこれから開始するところであり、現段階では、個々の施設についての見直し内容をお答えすることは差し控えます。
19	団体	FAX	2	中学校の統廃合は、地域を壊しています。災害時の避難場所としても地域に密着した学校が必要です。経済効果のみで安易に学校を統廃合しないでください。	E	区立中学校の統合は、魅力と活力にあふれ、信頼される学校づくりの視点から、次代を担う子ども達の教育環境の充実に向けて、保護者、地域の方々との連携を図りながら取組を進めています。
20	個人	FAX	2	男女平等・共同参画センターについて、女性問題及び男女が平等に共同参画する社会の実現に資するため設置されたとあり、その意義は大きいと思われます。特に、23区で最初に共同参画条例を立ち上げた目黒区としては、その存在意義を強くアピールする立場を貫くために重要な施設であることを確認しなくてはならないと思います。 業務内容では、種々の講座の開催は、区民の男女共同参画に対する意識を高めるために重要な役割を果たしてきたと自負しています。 しかし、区民全体から見て、周知度、認知度が低いことは事実です。 この施設見直しの機を得て、更にこの施設の大切さを進展させるために次を意見として提出します。 設置場所の変更-総合庁舎内に移転する-中目黒駅から近い庁舎内に移転することで、区民への認知、周知が高まり、講座の開催にも出席者の増加が見込まれ、活性することが考えられます。特に、現在のセンターの建物が老朽化の点で問題ありとされるなら、なおのこと庁舎内への移転が望まれます。	D	平成24年度における行革計画上の検討の結果、男女平等・共同参画センターの見直しの考え方について、1点目として、男女平等・共同参画を推進するための場は引き続き必要であり、当面は現在のセンターを継続すること、2点目として、今後の区有施設の見直しを踏まえ、将来的にはセンターとしての独立性は保ちながら、会議室及び研修室等を他施設と共有化し、関係所管と結びつきを深めつつ共に施設全体を運営していくことが適当であり、共有化については、現在の場所で他施設と共有化を図る方法のほか、他の場所に移転し共有化を実現する方法等も含め、検討していくこととしました。 今後は、区有施設全てを対象とする視点に立って、施設の設置場所及び運営方法について、検討に取り組んでいきます。

整理 番号	提出者	種別	内 容		区の考え方	
			項目 番号		区分	
21	議会	メール	2	丁寧な実態把握と区民の意見を反映した施設見直し方針をつくるために2014年3月策定というスケジュールを見直すこと。	E	区は、公共施設の一斉の老朽化という全国共通の課題へ対応するために、区有施設見直しの検討を開始したところです。区有施設の老朽化対策を急ぐためにも、見直し検討のスケジュールを変更する考えはありません。
22	個人	FAX	2	<p>区有施設の有効活用について、老朽化している施設ではなく、改修した区役所や20年以内の区有施設の有効活用として、屋上に太陽光発電を区役所で設置し、売電事業で収益を上げるか、または屋上を事業用に企業様に貸し出しても現在の庁舎西口壁面広告用看板料の何倍・何十倍の収入が見込まれるものと思います。</p> <p>自宅で太陽光発電を行っているが、売電する金額のほうが多額の状況です。天空公園なるものに多額の費用負担は無駄だったと考えます。区有施設を売却するよりも有効利用を考える必要があります。</p>	E	<p>以下の理由から太陽光発電の実施は難しいと考えています。</p> <p>発電した電力を総合庁舎内部で使用する場合 気象条件によって著しく変動する発電電力を安定に供給するためには、蓄電池設備等との併用が望ましいですが、別途多額の費用がかかります。</p> <p>総合庁舎で発電した電力を売電する場合 減価償却にかかる期間が約26年と試算されることから、太陽光発電システムの法定耐用年数の17年を考慮すると、イニシャルコストが高く導入効果は低いものと思われま。</p> <p>また、例えば総合庁舎は、区の事務所としての性格を持っており、区の事務事業の執行以外の利用の場は目的外使用許可によることとなり、日常的な貸し出しは難しい上、区の本来業務にも影響を与える可能性が出てくると考えられます。そのため、屋上を事業用に企業に貸し出すことについては、現実的には難しいものと考えています。</p> <p>なお、庁舎の移転以来、区民に親しまれる庁舎としての機能充実には心がけてきているため、今後も、業務遂行や管理運営上の支障のない範囲で、憩いの場、交流の場として、区民の皆様の有効活用に取り組んでいきます。</p>

整理番号	提出者	種別	内 容		区の方考え方	
			項目番号		区分	
23	団体	FAX	3	住民の参加がない有識者会議での判断では、目黒区民の意見が反映されません。 目黒区は、今後どのような目黒区を作っていくとしているのか住民も参加し、話し合うべきです。	E	目黒区区有施設見直し有識者会議は、「区有施設の見直しの方向性に関する事」や「区有施設の具体的な見直しの手法に関する事」などについて、専門的な見地からの意見を区長に報告するための会議体であり、区政における何らかの判断を行う権限を持っているものではありません。 また、会議の設置要綱には、「委員長が必要と認めるときは、事案に係りのある区内団体、委員以外の学識経験者、職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる」定めがありますが、条文に記載のとおり、会議への出席については、会議が決めることとなっています。 なお、区民の皆さまの意見を聴く取組としては、白書への意見募集や段階的なアンケートの実施、区民説明会の開催等の取組を重ねていくとともに、各取組における意見集約について、有識者会議へ報告していきます。
24	団体	FAX	3	見直しに関する意見がどのように反映されたのか、区民にお知らせください。	C	区有施設見直し方針の策定に向けては、区民の皆さまの意見を聴くさまざまな取組について、寄せられたご意見の主な内容を取りまとめて公表していきます。
25	議会	メール	3	今後の施設見直しにおいては、区民を中心とした検討に切り替え、住民参画の徹底を図ること。 庁内検討会議として担当部署ごとに各施設における説明・懇談会を開催すること。利用団体や区民が参画する検討組織をつくること。	E	現時点で、区の意味が働いていることや政策的な判断を加えているということはないため、今の段階で、区有施設の見直しについて意見が輻輳してしまうような住民参画については、区として実施する考えはありません。 本年12月に策定する区有施設見直し方針(案)(中間のまとめ)は、区の政策的な判断が入っているものであるため、その公表の段階では、住民参画の方法について、区有施設見直し有識者会議のご意見を踏まえながら検討していきます。

整理番号	提出者	種別	内 容		区の考え方	
			項目番号		区分	
26	団体	書面	4	職員へ説明責任果たすべき。 区有施設基礎データ集及び「白書」の作成過程で、区職員へ十分な説明がなされないまま実務が進められたため、職場には「白書」自体への疑問や意見が数多く存在し、施設の現状や課題について全体で共有化されているとは言い難い状況です。区はこうした状況を認識し、職員への意見を集約する等、職員へ説明責任を果たすべきです。	C	施設白書の作成、及び前段階である区有施設基礎データ集の作成にあたっては、庁内検討会議として、行財政改革推進本部のもとに「区有施設見直し検討会議」、その下部組織として「区有施設見直し検討ワーキンググループ」を設置し、内容の具体的な検討を進めてきました。また、各所管課においては、区有施設基礎データ集について平成23年度に3回、平成24年度（再作成時）にも3回の内容確認を行い、施設白書については平成24年度に5回に及ぶ内容確認を行ったところです。更に、作成過程における各課の内容確認の際には、各課から出された質問・意見等を、その都度、質疑応答集として取りまとめて全庁へ情報提供を行いながら、平成23年度から2年間にわたって、全庁的な内容調整を十分に行いながら作成したところです。 以上の取組を重ねてきたことも考えあわせると、区有施設の現状や課題について全庁的に共有化されているものと認識しています。
27	団体	書面	4	施設の見直しの方向性では、「施設はその設置目的に従って、区民福祉の向上のための事業展開を行っており、その事業の機能確保等を含めて検討する」（「白書」4ページ）としています。施設の設置目的の検証や機能の確保については、職員参加をはじめ所管での検討を十分に行い、職員の英知が結集できる体制をまず構築すべきです。安易なコスト比較だけでの施設の廃止や統合化には反対です。	C	見直し方針等の策定に向けては、引き続き、庁内検討組織において、全庁的に検討を進めていきます。 なお、見直し検討の視点としての今後の方向性は、現行の行革計画に記載しているとおり、施設の統廃合だけではなく、「類似施設の機能の統合、施設の複合化」、「改築・改修経費の圧縮と施設の長寿命化」、「民間活力の活用による運営の効率化」など、複数の方向性を検討していく予定であり、施設見直しは、決して施設の統廃合だけを検討するものではありません。

整理 番号	提出者	種別	内 容		区の考え方	
			項目 番号		区分	
28	個人	メール	5	<p>例えば、渋谷区のプールは高齢者や大人がほとんどですが、目黒区民センタープールの状況は、いつも子どもを連れた水泳教師でいっぱいであり、あからさまに「授業」が行われていると見えています。係員に言っても、4人くらいまでは認めている等の説明で、注意をしません。先日は、受付のすぐ前で、外人の女性が「先生ありがとうございます。お支払いは？」と英語で聞き、プール内で教えていた男性が「ここは受付があるので、後で上で」という場面もありました。</p> <p>普通の区民が使いにくいプールの状況を発生させておいて、稼働率は上がったものの、合理化が行われていることに、何の意味があるのでしょうか。</p> <p>区民の健康維持に公営プールの果たす役割は大きいです。本当に広く区民のために使われているのか、数字ではない現状を見てください。</p>	C	<p>目黒区立体育施設条例施行規則の第2条に「目黒区立体育施設を利用することができる者は、その利用が営利を目的としない者とする。」と規定しており、プールでは、指導が行われていた場合、監視員が必ず、利用目的を確認しています。しかし、例えば親子や兄弟で水泳を教え、練習することは、施設目的に合致しており、その見極めが難しいのも実情です。</p> <p>また、一般公開は、個人利用を原則としていますが、実際にはお友達など、複数の方が誘い合って利用したり、利用者同士が知り合いになることもあり、混み合っていない場合は、最大で4人までが集団で行動することは認めています。</p> <p>ご意見を踏まえ、より詳細な実態把握に努めるとともに、規則に沿って適正に運用管理していきます。</p>

整理番号	提出者	種別	内 容		区の考え方	
			項目番号		区分	
29	個人	FAX	5	<p>男女平等・共同参画センターについて、女性問題及び男女が平等に共同参画する社会の実現に資するため設置されたとあり、その意義は大きいと思われます。特に、23区で最初に共同参画条例を立ち上げた目黒区としては、その存在意義を強くアピールする立場を貫くために重要な施設であることを確認しなくてはならないと思います。</p> <p>業務内容では、種々の講座の開催は、区民の男女共同参画に対する意識を高めるために重要な役割を果たしてきたと自負しています。</p> <p>しかし、区民全体から見て、周知度、認知度が低いことは事実です。</p> <p>この施設見直しの機を得て、更にこの施設の大切さを進展させるために次を意見として提出します。</p> <p>愛称をつける-「男女平等・共同参画センター」という名称は、固く、親しみが無い。そこで、愛称を募集して、区民のセンターへの意識を高めることが、一つのきっかけになって、男女共同参画の浸透がはかれるのではないかと考えます。これは、センターの仕事になるかもしれません。</p> <p>例 目黒区男女共同参画センター「萩」又は「はぎ」</p>	D	<p>愛称については、立地や周辺環境、他の入居施設との兼ね合いを考えて決めるのが適切であると考えます。ご意見については、今後の区有施設の見直し結果を踏まえ、将来的な検討事項と考えています。</p>
30	団体	書面	5	<p>区は緊急財政対策以降の区民の生涯学習支援策を具体的に提示すべきです。</p>	D	<p>緊急財政対策や区有施設見直し検討が進められていることから、生涯学習に関わる施策もこれらと整合性を図るために、「生涯学習実施推進計画」の改定を平成26年度に行うこととしました。区が目指す生涯学習のあり方と区民への支援策等については、今後の同計画の改定作業の中で検討していきます。</p>
31	団体	書面	5	<p>区施設の見直しを図る今こそ「生涯学習センター」を建設し、既存の社会教育施設をセンターの分館とすべきです。</p>	E	<p>区有施設の多くが築30年以上経過し、更新経費等が課題となっている今、新規建設は非常に困難です。「生涯学習センター」の役割である情報発信や交流の場の機能については、既存の社会教育館でその一部を担っており、これを充実することで区民の生涯学習の支援策としていきます。</p>

整理番号	提出者	種別	内 容		区の方 考 え 方	
			項目番号		区分	
32	団体	書面	5	平成22年度4月に施行された国の「子ども・若者育成支援推進法」同年7月に制定された「子ども・若者ビジョン」にのっとり、子ども・若者を地域の宝とした事業を行うべきです。そのために青少年プラザを駅前など子ども・若者が気軽にいつでも寄れる場所に移転させるなど青少年事業を拡充・強化すべきです。	D	子育て・教育・福祉や防災・環境対策など、限りある資源の中で区政が取り組むべき課題は山積しています。青少年世代への支援充実策も課題の一つとして、区の区有施設見直し方針等と整合性を図りながら検討していきます。
33	議会	メール	5	5月28日、6月1日の区民説明会においては、次のことを補足し説明すること。 (1)この間、先行して実施または計画化した区有施設の見直し(統廃合、民間委託、開館時間や職員配置など運営体制の変更)について説明すること。	E	目黒区施設白書の区民説明会では、施設白書の記載内容を区民の皆さまにご説明し、ご意見などを伺ったところです。 説明会においては、施設白書の概要版を活用して、記載内容について、分かりやすい説明に努めましたが、行革計画に掲げた個々の取組について、詳細に説明をする場ではないと認識しています。
34	議会	メール	5	5月28日、6月1日の区民説明会においては、次のことを補足し説明すること。 (2)目黒区の更新経費試算については、平成25年度からの10年間で711億円になるとしている。この試算の前提条件や根拠等については分かりやすく丁寧に説明すること。また、年間平均70億円の大規模改修・更新経費の財源内訳については、国や都の補助金及び起債の予測を示すこと。 (3)目黒区地域防災計画における区有施設の役割や不足する避難所の現状についても説明すること。	D	目黒区施設白書の区民説明会では、施設白書の記載内容を区民の皆さまにご説明し、ご意見などを伺ったところです。 説明会においては、施設白書の概要版を活用して、記載内容について、分かりやすい説明に努めました。 なお、白書に記載していない内容については、今後の方針策定に向けて、必要に応じて検討・研究するものです。
35	議会	メール	5	区有施設利用者アンケートの調査対象を不特定多数の区民利用がある施設に限らず、保育園や学童保育など特定される利用者の施設についても、各々施設特性にあったバージョンをつくり、全ての施設でアンケート調査を行うこと。児童館等については、子ども条例に基づき子ども対象のアンケートを行うこと。	E	今回の利用者アンケートで対象としない施設については、通学、通所、または居住、入所など決まった方が日々繰り返し利用する状況であるため、施設白書に記載した利用状況により、一定の把握が出来ていると認識しています。そのため、現段階で、追加の施設利用者アンケートを実施する考えはありません。 今後、区民の声を聴くために、更にもどのような取組が出来るかについては、今後、有識者会議のご意見なども踏まえながら、検討していきます。

整理番号	提出者	種別	内 容		区の考え方	
			項目番号		区分	
36	議会	メール	5	施設白書及び概要版については、希望者に対し無料配布を検討すること。	E	施設白書の価格は、区の「目黒区有料印刷物取扱要綱」に基づき、作成費用の実費相当額により価格を設定しています。そのため、現段階で、白書の無償配布は考えていませんが、説明会の参加者へは、概要版を無償配布したところです。
37	議会	メール	5	施設白書及び概要版については、各図書館に複数の施設白書を貸し出し用として置くこと。	C	施設白書は、約40か所の区有施設において閲覧を実施していますが、特に図書館については、区の「印刷物取扱規程」により白書の活用を図るために、閲覧にとどまらず、貸出用も含めて用意しているところです。冊数の不足等などについては、担当所管を通じて、常に貸し出し中である等の要望があれば、調整を検討します。